

事務総局会議（第19回）議事録

日時	令和4年7月5日（火）午前10時00分～午前10時30分
場所	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<p>1 情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する法制審議会への諮問について 吉崎刑事局長説明（資料第1）</p> <p>2 犯罪収益等の没収に関する法制審議会への諮問について 吉崎刑事局長説明（資料第1）</p> <p>3 知的財産権訴訟研究会の開催について 門田行政局長説明（資料第2）</p> <p>4 知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会の開催について 門田行政局長説明（資料第3）</p>
結果	◎了承 1、2、3、4
記	秘書課長 板津正道

事務総局会議資料第1
(7月5日開催)

(令和4. 7. 5刑事局)

配付資料目録

(情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する法制審議会への諮問について)

諮問第122号

(犯罪収益等の没収に関する法制審議会への諮問について)

諮問第123号

諮詢第百二十二号

近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、左記の事項に関するして刑事法の見直しをする必要があるので、その法整備の在り方について、御意見を承りたい。

記

- 一 刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること。
- 二 刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと。
- 三 一及び二の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴つて生じる事象に対処できるようになること。

諮詢第百二十三号

近年における犯罪収益等の実情等に鑑み、犯罪収益等として没収することができる財産の範囲を早急に改める必要があると思われる所以、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

別紙

要綱（骨子）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第十三条第一項各号に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権でないときも、これを没収することができるものとする」と。

(令和4. 7. 5行一庶印)

知的財産権訴訟研究会開催要領

- 1 主 催 知的財産高等裁判所
- 2 期 日 令和4年11月17日（木）の午後（半日）
- 3 場 所 等 知的財産高等裁判所（ただし、ウェブ会議等を用いて出席者の所属庁と知的財産高等裁判所を接続する方法により参加することも認める。）
- 4 研究事項 知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題
- 5 出 席 者 知的財産高等裁判所の各部の部総括裁判官及び陪席裁判官1人並びに大阪高等裁判所、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的財産権関係事件を担当する各部の部総括裁判官及び陪席裁判官1人（知的財産高等裁判所は8人、大阪高等裁判所は2人、東京地方裁判所は8人、大阪地方裁判所は4人）合計 22人

(令和4. 7. 5行一庶印)

知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会開催要領

- 1 主 催 知的財産高等裁判所
- 2 期 日 令和4年12月7日(水)の午後(半日)
- 3 場 所 等 知的財産高等裁判所(ただし、ウェブ会議等を用いて出席者と知的財産高等裁判所を接続する方法により参加することも認め
る。)
- 4 研究事項 知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方
- 5 出 席 者
 - (1) 知的財産高等裁判所の裁判官並びに東京地方裁判所及び大阪
地方裁判所の知的財産権関係事件を担当する裁判官(東京地方
裁判所は8人、大阪地方裁判所は5人)
 - (2) 東京高等裁判所の知的財産権関係事件担当の専門委員(知的
財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席
を希望する者で東京高等裁判所の定める者)

事務総局会議（第20回）議事録

日時	令和4年7月12日（火）午前10時00分～午前11時15分
場所	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、福島人事局総務課長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<p>1. 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱等に基づく事務の実施状況について 板津秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2. 裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の処理状況について 小野寺総務局長説明（資料第2）</p> <p>3. 人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催について 福島人事局総務課長説明（資料第3）</p> <p>4. 裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則について 福島人事局総務課長説明（資料第4）</p> <p>5. 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 氏本経理局長説明（資料第5）</p> <p>6. 経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について 氏本経理局長説明（資料第6）</p> <p>7. 令和4年度調停運営協議会の開催について 手嶋家庭局長及び門田民事局長説明（資料第7）</p> <p>8. 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立について 手嶋家庭局長説明</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1、4、8</p> <p>◎ 了承 2、3、5、6、7</p>

秘書課長 板津正道

**事務総局会議資料第1
(7月12日開催)**

**裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要
綱等に基づく事務の実施状況について
(期間: 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)**

1 開示申出等に関する事務の実施状況について

(1) 司法行政文書開示

申出件数 最高裁 1070件 (前年度 1143件)

下級裁 749件 (前年度 730件)

終局件数 最高裁 1172件 下級裁 711件

全部又は一部開示の判断 最高裁 848件 下級裁 435件

全部不開示の判断 最高裁 314件 下級裁 256件

取下げ等 最高裁 10件 下級裁 20件

(2) 保有個人情報開示

申出件数 最高裁 12件 (前年度 16件)

下級裁 101件 (前年度 59件)

終局件数 最高裁 11件 下級裁 82件

全部又は一部開示の判断 最高裁 8件 下級裁 47件

全部不開示の判断 最高裁 3件 下級裁 34件

取下げ等 最高裁 0件 下級裁 1件

2 苦情申出に関する事務の実施状況について

- (1) 苦情申出件数 121件 (原判断庁 最高裁 60件 (うち保有個3件)、下級裁 61件 (うち保有個10件)) (前年度 87件)
- (2) 情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢した件数 120件
- (3) 答申件数 119件

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して

最高裁判所に申出がなされた不服の処理状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1 不服の総処理件数

124件

2 長官決裁による処理

0件

3 局長等による専決処理状況

(1) 処理件数 124件

(2) 処理結果

監督権不行使 124件

(3) 概要：別添のとおり

(局課別内訳)

秘書課 2件、人事局 2件、経理局 3件、民事局 43件、刑事局 7
件、行政局 40件、家庭局 27件

(態様内訳)

裁判事務関係 107件、司法行政事務関係 17件

(4) 特徴的態様

申出人の類型としては、個別事件における訴訟指揮、判断内容、職員の対応
への不服等事件当事者からのものが94パーセント(117件)を占める。

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理等

(別添)

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
1 秘書課	当事者	司法行政事務	不特定	[REDACTED]	R3.5.13	局長等専決	監督権不行使	
2 秘書課	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	R3.12.6	局長等専決	監督権不行使	
3 人事局	その他	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	R3.6.8	課長等専決	監督権不行使	
4 人事局	その他	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	R3.6.15	課長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
5 経理局	その他	司法行政事務	その他	[REDACTED]	R3.6.7	局長等専決	監督権不行使	
6 経理局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	R4.1.13	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
7 経理局	その他	司法行政事務	不特定	[REDACTED]	R4.3.31	局長等専決	監督権不行使	
8 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.4.13	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人種類	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
9	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.5.6	局長等専決	監督権不行使
10	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.5.12	局長等専決	監督権不行使
11	民事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	R3.5.14	局長等専決	監督権不行使
12	民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.5.14	局長等専決	監督権不行使 対象職員は裁判官及び書記官
13	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.6.1	局長等専決	監督権不行使
14	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.6.9	局長等専決	監督権不行使
15	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.6.21	局長等専決	監督権不行使
16	民事局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	R3.6.22	局長等専決	監督権不行使 対象職員は裁判官及び書記官

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
17 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.6.28	局長等専決	監督権不行使	
18 民事局	弁護士	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.7.5	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
19 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.8.2	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
20 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.8.2	局長等専決	監督権不行使	
21 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.9.1	局長等専決	監督権不行使	
22 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.9.1	局長等専決	監督権不行使	
23 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.9.6	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
24 民事局	弁護士	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.9.6	局長等専決	監督権不行使	

	担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
25	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.9.9	局長等専決	監督権不行使	
26	民事局	弁護士	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	R3.9.28	局長等専決	監督権不行使	
27	民事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	R3.10.11	局長等専決	監督権不行使	
28	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.10.11	局長等専決	監督権不行使	
29	民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.10.11	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
30	民事局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	R3.11.4	局長等専決	監督権不行使	対象職員は書記官及び事務官
31	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.11.12	局長等専決	監督権不行使	
32	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.11.12	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人種類	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
33 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.11.22	局長等専決	監督権不行使	
34 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.12.16	局長等専決	監督権不行使	
35 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.12.28	局長等専決	監督権不行使	
36 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R4.1.6	局長等専決	監督権不行使	対象事務には司法行政事務を含む
37 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.1.7	局長等専決	監督権不行使	
38 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.1.7	局長等専決	監督権不行使	
39 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.1.7	局長等専決	監督権不行使	
40 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.1.17	局長等専決	監督権不行使	

	担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
41	民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R4.2.21	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
42	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.3.7	局長等専決	監督権不行使	
43	民事局	弁護士	裁判事務	調停委員	[REDACTED]	R4.3.18	局長等専決	監督権不行使	
44	民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R4.3.22	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
45	民事局	当事者	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	R4.3.22	局長等専決	監督権不行使	
46	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.3.22	局長等専決	監督権不行使	
47	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.3.22	局長等専決	監督権不行使	
48	民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.3.22	局長等専決	監督権不行使	

	担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
49	民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R4.3.23	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び調停委員
50	民事局	弁護士	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	R4.3.24	局長等専決	監督権不行使	
51	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.5.28	局長等専決	監督権不行使	
52	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.6.17	局長等専決	監督権不行使	
53	刑事局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	R3.7.2	局長等専決	監督権不行使	
54	刑事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	R3.11.4	局長等専決	監督権不行使	
55	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.11.29	局長等専決	監督権不行使	
56	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.1.7	局長等専決	監督権不行使	

	担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
57	刑事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	R4.1.25	局長等専決	監督権不行使	
58	行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	R3.4.13	局長等専決	監督権不行使	
59	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.5.11	局長等専決	監督権不行使	
60	行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	R3.5.11	局長等専決	監督権不行使	
61	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.5.11	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
62	行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.5.24	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
63	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.5.24	局長等専決	監督権不行使	
64	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.6.4	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
65	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.6.4	局長等専決	監督権不行使
66	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.6.4	局長等専決	監督権不行使
67	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.6.25	局長等専決	監督権不行使
68	行政局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	R3.7.9	局長等専決	監督権不行使
69	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.7.9	局長等専決	監督権不行使
70	行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.7.12	局長等専決	監督権不行使 対象職員は裁判官及び書記官
71	行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.8.2	局長等専決	監督権不行使 対象職員は裁判官及び書記官 対象事務には司法行政事務を含む
72	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.8.17	局長等専決	監督権不行使 対象事務には司法行政事務を含む

	担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
73	行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	R3.8.17	局長等専決	監督権不行使	対象事務には司法行政事務を含む
74	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.9.7	局長等専決	監督権不行使	対象事務には司法行政事務を含む
75	行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.9.14	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 対象事務には司法行政事務を含む
76	行政局	その他	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.9.28	局長等専決	監督権不行使	
77	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.10.5	局長等専決	監督権不行使	対象事務には司法行政事務を含む
78	行政局	その他	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.10.8	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官及び事務官 対象事務には司法行政事務を含む
79	行政局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	R3.10.13	局長等専決	監督権不行使	
80	行政局	その他	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.10.19	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
81 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.10.22	局長等専決	監督権不行使	対象事務には司法行政事務を含む
82 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.10.22	局長等専決	監督権不行使	
83 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.10.26	局長等専決	監督権不行使	
84 行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.11.10	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官及び事務官 対象事務には司法行政事務を含む
85 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.11.22	局長等専決	監督権不行使	
86 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.11.26	局長等専決	監督権不行使	
87 行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.12.16	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官及び事務官 対象事務には司法行政事務を含む
88 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.12.24	局長等専決	監督権不行使	対象事務には司法行政事務を含む

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
89	行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R4.1.5	局長等専決	監督権不行使 対象職員は裁判官及び書記官 対象事務には司法行政事務を含む
90	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.1.17	局長等専決	監督権不行使
91	行政局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	R4.1.28	局長等専決	監督権不行使
92	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.1.28	局長等専決	監督権不行使
93	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.2.1	局長等専決	監督権不行使
94	行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	R4.2.1	局長等専決	監督権不行使
95	行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.2.4	局長等専決	監督権不行使
96	行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	R4.2.28	局長等専決	監督権不行使 対象事務には司法行政事務を含む

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
97	行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R4.3.4	局長等専決	監督権不行使 対象職員は裁判官及び書記官
98	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.4.14	局長等専決	監督権不行使 [REDACTED]
99	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.4.14	局長等専決	監督権不行使 [REDACTED]
100	家庭局	当事者	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	R3.4.14	局長等専決	監督権不行使 [REDACTED]
101	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.5.28	局長等専決	監督権不行使 [REDACTED]
102	家庭局	当事者	裁判事務	家裁調査官	[REDACTED]	R3.6.4	局長等専決	監督権不行使
103	家庭局	当事者	裁判事務	家裁調査官	[REDACTED]	R3.6.4	局長等専決	監督権不行使
104	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.6.17	局長等専決	監督権不行使

	担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
105	家庭局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.7.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
106	家庭局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.7.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判所職員及び調停委員 [REDACTED]
107	家庭局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.8.23	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官及び調停委員
108	家庭局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.9.7	局長等専決	監督権不行使	対象職員は書記官及び事務官
109	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.10.4	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
110	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.10.15	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
111	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.10.20	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
112	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.10.20	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
113	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.10.25	局長等専決	監督権不行使 [REDACTED]
114	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.10.29	局長等専決	監督権不行使 [REDACTED]
115	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R3.11.18	局長等専決	監督権不行使
116	家庭局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R3.12.6	局長等専決	監督権不行使 対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]
117	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.1.27	局長等専決	監督権不行使 [REDACTED]
118	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.2.3	局長等専決	監督権不行使 [REDACTED]
119	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.2.3	局長等専決	監督権不行使 [REDACTED]
120	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.2.3	局長等専決	監督権不行使 [REDACTED]

	担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
121	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.2.3	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
122	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.2.16	局長等専決	監督権不行使	
123	家庭局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	R4.2.22	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
124	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	R4.3.31	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

(令和4. 7. 12人総)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和4年10月20日（木）
- 3 開催方法 ウェブ会議を用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）
を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 (1) 人事上の諸問題について
(2) その他
- 5 出 席 者 高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官、人事課課長補佐
又は人事課専門官のうちいずれか1人

合計 16人

事務総局会議資料 第4
(7月12日開催)

(令和4. 7. 12人事局)

裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

<資料目録>

- 1 裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理由

裁判官の育児休業の承認の請求の手続を改める等の必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官の育児休業に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判官の育児休業に関する規則（平成四年最高裁判所規則第二号）

新

旧

（法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める特別の事情）

第三条 法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則

（法第二条第一項ただし書の最高裁判所規則で定める特別の事情）

で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一～三（略）

（削る）

四 次条第三項の規定により育児休業の承認の請求の際育児休業により子を養育するための計画

について書面により最高裁判所に申し出た裁判官が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、三月以上の期間を経過したこと（

この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く

四 育児休業の終了時に予測することができなか

つた事実が生じたことにより、当該育児休業をしていた裁判官が当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

（育児休業の承認の請求の手続）

五 育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業をしていた裁判官が当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じること。

（育児休業の承認の請求の手続）

第四条 育児休業の承認の請求は、育児休業をしよ

第四条 育児休業の承認の請求は、育児休業をしよ

うとする期間の初日の一月（当該請求に係る子の出生の日から第二条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、二週間）前までに、書面により、行うものとする。

2 (略)

(削る)

2 (同上)

3 育児休業の承認の請求をする裁判官は、当該請求の際、当該育児休業の終了後に当該育児休業に係る子について前条第四号の規定により再度の育児休業の承認を請求することを予定する場合には、育児休業により当該子を養育するための計画について、書面により、最高裁判所に申し出るものとする。

(令和4. 7. 12 経監)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和4年9月30日（金）
- 3 場 所 ウェブ会議の方法により、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続して開催する。
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 各高等裁判所事務局次長 8人

(令和4. 7. 12 経監)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和4年10月21日（金）
- 3 場 所 ウェブ会議の方法により、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続して開催する。
- 4 協議事項 経理行政事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 高等裁判所事務局の会計課長、管理課長及び会計課企画官、会計課課長補佐又は会計課専門官のうちいずれか1人

事務総局会議資料 第7
(7月12日開催)

(令和4.7.12家二印)

調停運営協議会の開催について

- 1 主 催 各高等裁判所
- 2 期 日 令和4年10月から12月までの間の1日
- 3 場 所 等 各高等裁判所（ただし、ウェブ会議等を用いて出席者が所在する裁判所と高等裁判所を接続する方法により参加することも差し支えない。）
- 4 協議事項 民事調停及び家事調停の運営に関し考慮すべき事項
- 5 協 議 員 各地方裁判所又は管内の簡易裁判所の民事調停委員及び各家庭裁判所の家事調停委員 若干人
- 6 参 列 員 (1) 各高等裁判所の事務局長又は事務局次長、開催地にある地方裁判所及び家庭裁判所の長並びに開催地にある地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の調停担当裁判官 各1人
なお、各庁の実情に応じて、家庭裁判所調査官を参列させることも差し支えない。
- (2) 日本調停協会連合会の理事長、副理事長又は事務局長たる調停委員 若干人

事務総局会議（第21回）議事録

日時 令和4年7月19日（火）午後2時00分～午後2時20分

場所 総局会議室

出席者 堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、岩井民事局第一課長、吉崎刑事局長、戸苅家庭局第一課長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官

議事 1 日本司法支援センター監事の任命について
小野寺総務局長説明（資料第1）
2 裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程等の一部を改正する規程について
小野寺総務局長説明（資料第2）

結果 ◎ 裁判官会議付議 1、2

秘書課長 板津正道

事務総局会議資料第1
(7月19日開催)

(令和4. 7. 19 総務局第一課)

日本司法支援センター監事の任命について

配 布 資 料 目 錄

法務大臣からの日本司法支援センター監事の任命に係る求意見書（令和4年7月4日
付け法務省司司第389号）

法務省司司第389号
令和4年7月4日

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎 殿

法務大臣 古川禎久
(公印省略)

日本司法支援センター監事の任命について

日本司法支援センター監事につきましては、同センターの第4期中期目標期間の最後の事業年度である令和3年度についての財務諸表承認日（本年8月下旬予定）をもって任期満了となるところ、下記の者を任命したいので、総合法律支援法第24条第3項の規定に基づき最高裁判所の意見を求めます。

記

松並孝二

高橋善也

【事務総局会議配布資料】

事務総局会議資料 第2
(7月19日開催)

(令和4.7.19 総務局)

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程等の
一部を改正する規程について

(配布資料目録)

- 1 裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程等の一部を改正する規程案
- 2 裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程等の一部を改正する規程の理由案
- 3 裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程等の一部を改正する規程
新旧対照条文

（令和四・七・一九総三印）

最高裁判所規程第　　号

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程等の一部を改正する規程

（裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の一部改正）

第一条　裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭和三十七年最高裁判所規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「記名押印して」を「記名して」に改め、同項第二号中「記名押印し」を「記名し」に改め、同項第三号中「記名押印して」を「記名して」に改める。

第八条第一項中「認印して」を「受領した旨を適宜の方法で明らかにして」に改める。

（押収物等取扱規程の一部改正）

第二条　押収物等取扱規程（昭和三十五年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「認印して」を「確認した旨を適宜の方法で明らかにして」に改める。
(傍受の原記録等の取扱いに関する規程の一部改正)

第三条 傍受の原記録等の取扱いに関する規程（平成十二年最高裁判所規程第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「認印」を「確認」に改める。

第七条第一項及び第二項中「認印して」を「受領した旨を適宜の方法で明らかにして」に改める。

附 則

この規程は、令和四年八月一日から施行する。

理由

押印を求める手続の見直しに伴い、裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程、押収物等取扱規程及び傍受の原記録等の取扱いに関する規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程等の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条 関係一 裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程(昭和三十七年最高裁判所規程第三号)

新

(受入れ)

第五条 係書記官は、当事者その他の関係人が保管
金又は保管有価証券を提出すべき場合において、
受入れに関する事務を取り扱うときは、次に掲げ
るいずれかの方法によらなければならない。

旧

(受入れ)

第五条 係書記官は、当事者その他の関係人が保管
金又は保管有価証券を提出すべき場合において、
受入れに関する事務を取り扱うときは、次に掲げ
るいずれかの方法によらなければならない。

一 別に定める保管金提出書又は政府保管有価証

券取扱規程(大正十一年大蔵省令第八号)第五

券取扱規程(大正十一年大蔵省令第八号)第五

条第一項に規定する政府保管有価証券提出書に記名して提出者に交付し、これに現金又は有価証券を添えて出納官吏等に提出させる方法

二 保管金提出書に記名し、これに保管金振込書を添えて提出者に交付し、保管金を日本銀行に振り込ませ、当該保管金提出書に保管金領収証書を添えて歳入歳外出現金出納官吏に提出させ、又は前号の政府保管有価証券提出書に記名し、これに政府保管有価証券払込書を添えて提出者に交付し、保管有価証券を日本銀行に払い込ませ、当該政府保管有価証券提出書に政府保管有価証券払込済通知書を添えて保管有価証券取扱主任官に提出させる方法

条第一項に規定する政府保管有価証券提出書に記名押印して提出者に交付し、これに現金又是有価証券を添えて出納官吏等に提出させる方法

二 保管金提出書に記名押印し、これに保管金振込書を添えて提出者に交付し、保管金を日本銀行に振り込ませ、当該保管金提出書に保管金領収証書を添えて歳入歳外出現金出納官吏に提出させ、又は前号の政府保管有価証券提出書に記名押印し、これに政府保管有価証券払込書を添えて提出者に交付し、保管有価証券を日本銀行に払い込ませ、当該政府保管有価証券提出書に政府保管有価証券払込済通知書を添えて保管有価証券取扱主任官に提出させる方法

三 保管金提出書に記名して提出者に交付し、国庫内の移換の手続により保管金を日本銀行に払いませ、当該保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出させる方法

四 (略)

2

(保管)

第八条 保管物主任官は、係書記官から民事保管物及び受払簿の送付を受けたときは、その品目等を確認した上、別に定める民事保管物原簿に所要の事項を記入し、受払簿に受領した旨を適宜の方法で明らかにして、これを係書記官に返還しなければならない。

三 保管金提出書に記名押印して提出者に交付し、国庫内の移換の手続により保管金を日本銀行に払いませ、当該保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出させる方法

四 (同上)

2

(保管)

第八条 保管物主任官は、係書記官から民事保管物及び受払簿の送付を受けたときは、その品目等を確認した上、別に定める民事保管物原簿に所要の事項を記入し、受払簿に認印して、これを係書記官に返還しなければならない。

2

(略)

2

(同上)

第二条関係—押収物等取扱規程（昭和三十五年最高裁判所規程第二号）

新

（仮出し）

第十二条（略）

2 押収物主任官は、前項の仮出票の送付を受けたときは、別に定める仮出簿に所要の事項を記入し、仮出票に確認した旨を適宜の方法で明らかにしてこれを保管物主任官に送付しなければならない。

（仮出し）

第十二条（同上）

2 押収物主任官は、前項の仮出票の送付を受けたときは、別に定める仮出簿に所要の事項を記入し、仮出票に認印してこれを保管物主任官に送付しなければならない。

旧

（仮出し）

第十二条（略）

2 押収物主任官は、前項の仮出票の送付を受けたときは、別に定める仮出簿に所要の事項を記入し、仮出票に確認した旨を適宜の方法で明らかにしてこれを保管物主任官に送付しなければならない。

3・4（略）

3・4（同上）

第三条関係——傍受の原記録等の取扱いに関する規程（平成十二年最高裁判所規程第七号）

新

（受入れ）

第五条 傍受の原記録の受入れをすべき場合には、
係書記官は、その種類等を確認した後、最高裁判
所が別に定める傍受の原記録等整理票（以下「整
理票」という。）に所要の事項を記載した上、こ
れを傍受の原記録とともに原記録保管裁判官に提
示し、整理票に確認を受けなければならない。

旧

（受入れ）

第五条 傍受の原記録の受入れをすべき場合には、
係書記官は、その種類等を確認した後、最高裁判
所が別に定める傍受の原記録等整理票（以下「整
理票」という。）に所要の事項を記載した上、こ
れを傍受の原記録とともに原記録保管裁判官に提
示し、整理票に認印を受けなければならない。

2 (略)

(保管)

2 (同上)

(保管)

第七条 保管物主任官は、係書記官から傍受の原記録及び整理票の送付を受けた場合には、傍受の原記録の種類等を確認した上、最高裁判所が別に定める傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載するとともに、整理票に受領した旨を適宜の方法で明らかにして、これを係書記官に返還しなければならない。

2 保管物主任官は、係書記官から対応変換符号及び整理票の送付を受けた場合には、傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載するとともに、整理票に受領した旨を適宜の方法で明らかにして、これを係書記官に返還しなければならない。

第七条 保管物主任官は、係書記官から傍受の原記録及び整理票の送付を受けた場合には、傍受の原記録の種類等を確認した上、最高裁判所が別に定める傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載するとともに、整理票に認印して、これを係書記官に返還しなければならない。

2 保管物主任官は、係書記官から対応変換符号及び整理票の送付を受けた場合には、傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載するとともに、整理票に認印して、これを係書記官に返還しなければならない。

3 (略)

3 (同上)

事務総局会議（第22回）議事録

日時 令和4年7月26日（火）午前10時00分～午前10時20分

場所 総局会議室

出席者 堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官

議事 令和4年度外国出張計画について
板津秘書課長、門田民事局長兼行政局長及び吉崎刑事局長説明（資料）

結果 ◎了承

秘書課長 板津 正

事務総局会議資料
(7月26日開催)

令和4年度外国出張計画

国際会議

合計4人

- (1) 商事裁判所常設国際フォーラム（オーストラリア、約5日間）【民事局】
裁判官1人
- (2) 韓国量刑委員会国際会議（韓国、約3日間）【刑事局】
裁判官1人
- (3) 韓国特許法院主催国際知的財産裁判所会議（韓国、約5日間）【行政局】
裁判官1人
- (4) 世界知的所有権機関（W I P O）主催知財事件担当判事フォーラム
(スイス、約6日間) 【行政局】
裁判官1人